

令和5年8月4日

お客様各位

「ことら送金」取扱開始に伴う「当座勘定規定<一般用>」及び「当座勘定規定<専用約束手形口座用>」改正のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和5年9月1日から、スマートフォンアプリ「Bank Pay」を利用し「ことら送金」の取扱を開始することとなりました。「ことら送金」の取扱開始日以降、平日夜間や土日祝日等においても、個人顧客の当座預金を含む預金口座への入金（着金）が可能となります。

これに伴い、当金庫では、「当座勘定規定」を改正いたします。改正後の新规定は、改正前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。なお、同規定の施行日は令和5年8月23日（水）といたします。

主な改正内容

条 項	内 容
決済資金への充當時限を規定	「ことら送金」取扱開始に伴い、窓口営業時間終了後に当座預金口座に手形・小切手の決済資金の充当が可能となる。これに伴い、手形・小切手決済資金への充當時限を第10条「支払の範囲」へ明記し追加した。

改正の詳細は下記「新旧対照表」をご覧ください。

「当座勘定規定<一般用>」新旧対照表

旧	新
<p>「当座勘定規定<一般用>」 第1条～第9条 (略) 第10条 (支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p style="text-align: center;">追 加</p> <p><u>(2)</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第30条 (略) 約束手形法 (略) 為替手形法 (略) 小切手法 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>「当座勘定規定<一般用>」 第1条～第9条 (略) 第10条 (支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払 います。ただし、当金庫の裁量により15時以降 に入金した資金を支払いに充当することもできるも のとします。</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第30条 (略) 約束手形法 (略) 為替手形法 (略) 小切手法 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「当座勘定規定＜専用約束手形口用＞」新旧対照表

旧	新
<p>「当座勘定規定＜専用約束手形口用＞」</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>追 加</p> <p><u>(2)</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第27条 (略)</p> <p>約束手形法 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>「当座勘定規定＜専用約束手形口用＞」</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払 います。ただし、当金庫の裁量により15時以降 に入金した資金を支払いに充当することもできるも のとします。</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第27条 (略)</p> <p>約束手形法 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>